

令和8年2月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部（新規分）

請願一覧表	3
農林水産商工常任委員会	4

陳 情 の 部（継続分）

陳情一覧表	5
地域県土警察常任委員会	6

陳 情 の 部（新規分）

陳情一覧表	7
福祉生活病院常任委員会	8
地域県土警察常任委員会	12

請 願 一 覧 表

請願（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
農 8年-2 (R8.2.16)	農 林 水 産	政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願	4頁

請 願 文 書 表

請願（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-2 (R8.2.16)	農 林 水 産	政府に所得補償（直接支払い）制度の実現を求める請願	
<p>▶請願事項 鳥取県議会から政府に対し、農家の生産を下支えする所得補償制度の確立を求める意見書を送付すること。</p>			

<p>▶請願理由 急激な物価上昇が国民生活を苦しめ、農業生産の現場でも資材価格の高騰による生産コストの上昇を販売価格に転嫁できず、営農が脅かされ農家の急速な減少と高齢化が進み耕作放棄地も拡大し続けている。 さらに、気候危機によって米、野菜、果樹、畜産、酪農などあらゆる農業分野が打撃を受けているなか、国民に農産物を安定供給することは、国の第一義的な責務である。 政府は、米不足や需給見通しの間違いを認めたものの、米の増産に舵を切ることをせず「需要に見合った生産」を求めている。また、価格についても、「市場が決めるもの」と国の関与を否定している。価格下落の不安を抱えたままでは、新たな担い手も見込めず持続的な生産につながらない。 国民が米の価格高騰に苦しんでいる。国民が買い続けられる安定した米価を実現するためにも所得補償制度が必要である。 以上の趣旨から、上記事項について請願する。</p>			
<p>▶提出者 鳥取県農民運動連合会</p>			
<p>▶紹介議員 市谷 知子</p>			

陳 情 一 覧 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
地 7年－11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	6頁

陳 情 文 書 表

陳情（継続）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
7年-11 (R7.6.2)	男 女 協 働	旧姓の通称使用の法制化を求める陳情	

▶陳情事項

夫婦同姓制度を維持するとともに、国民が求めている「婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益を」完全に解消することができる「旧姓の通称使用」の法制化を速やかに実現することを求める意見書を国に対し提出すること。

▶陳情理由

女性の社会進出が進み、婚姻後も旧姓の使用を希望する人が増えている。これに関し世論は、家族の同姓原則を維持しつつ、生活の不便不利益を解消する通称使用の制度化を約5割が望み、一方、別姓制度の導入は約7割が子供への悪影響を心配している。

令和2年の政府の「第5次男女共同参画基本計画」では「改姓した人が不便さや不利益を感じることがないように、引き続き旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組む」ことが明記されている。

そこで、政府は夫婦同姓制度を維持するとともに、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、婚姻に伴う改姓後の不便さや不利益の解消に向け、マイナンバーカードや運転免許証への旧姓併記や、旧姓で銀行口座の開設などができるよう、旧姓の通称使用の拡大や周知に取り組んできた。

しかし、旧姓の通称使用は法律に基づくものではないことから、政府や地方自治体、業界の取組には違いが残り、社会生活上の不便さや不利益が完全に解消されたわけではない。

よって、政府、国会におかれては、改姓後の不便さや不利益を完全に解消するため、旧姓の通称使用の法制化を速やかに実現するよう要望する。

▶提 出 者

旧姓の通称使用を求める会鳥取

陳 情 一 覧 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	備 考
福 8年-3 (R8.2.18)	子ども家庭	子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情	8頁

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

地 8年-1 (R8.1.14)	地 域	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について	12頁
-----------------------	-----	------------------------	-----

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-3 (R8.2.18)	子ども家庭	子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討の着手に関する陳情	
<p>▶陳情事項</p> <p>子どもの成長を保障し、保育士が働く喜びにあふれる保育の実現に向けた調査・検討に速やかに着手していただきたい。</p> <p>1 保育士と子どもの担当比率について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、全県の保育施設を対象に、国あるいは県の配置基準以下の保育施設の実態調査を行い、その原因を調査し、解決のための施策を研究すること。</p> <p>(2) 国や県の基準にこだわることなく、最新の知見などに基づき、子どもの安全の確保を行い、子どもの発達を保障するあるべき保育士と子どもの担当比率を調査・研究し、その比率に達するための行動計画を策定すること。</p> <p>2 保育現場における休憩時間・有給休暇の自由な取得、サービス残業等について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、休憩時間・有給休暇の自由な取得が困難とされ、サービス残業等の労働基準法違反状態が発生している現状とその原因を調査すること。</p> <p>(2) そして、その改善施策と行動計画を検討・策定すること。</p> <p>3 保育士が保育に集中、専念できる条件の整備について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士がどの程度、保育に集中、専念できているのかに関する実態調査を行うこと。</p> <p>(2) そして、これらの実態調査に基づいて、保育に集中、専念できる条件整備計画を検討すること。</p> <p>4 保育士の高ストレス状況の改善について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士が業務のうえでさらされるストレスの実態とその原因と発生構造を調査・研究すること。</p> <p>(2) そして、その軽減策と行動計画を策定すること。</p> <p>5 保育の職場におけるハラスメントについて</p> <p>(1) 定期的な研修制度の整備及びその実施状況を検証する必要性について調査・検討すること。</p> <p>(2) 発生したハラスメントに対する、公平でプライバシーが守られる第三者機関の創設、相談、解決制度の整備及びその実施状況の検証体制を確立するための調査・検討をすること。</p> <p>6 保育士のスキル不足について</p> <p>(1) 認可・無認可を問わず、保育士に対する必要な研修体制のあり方について調査・検討すること。</p> <p>(2) 研修は、公費による義務化とし、有給で受講できることが求められているが、そのための方策について調査・研究すること。</p> <p>7 検討体制について</p>			

以上の課題に関して、保育研究者、教育研究者、児童心理学者、保育行政担当者、保護者、子どもの権利に関する非営利団体等によって構成される、調査・研究委員会を立ち上げて、その成果を最大限活用する行動計画を立てること。

▶陳情理由

日頃より、子どものためのご活動に心より敬意を表する。

私達「子どもの人権広場」は、1996年設立以来、①会員の悩みや問題意識の交流、②子どもの権利に関する学習、③子どもの権利の保障と救済、④子どもの権利条約の普及、⑤子どもの居場所の設置（皆生の「ちいさいおうち」）の5つを活動の柱として、鳥取県西部を中心に、子ども、保護者、教職員、医師、弁護士、そして子ども達を取り巻く諸課題に関心を持つ市民等、約190名の会員が日々の活動に取り組んでいる。

宇沢弘文の言葉を借りれば、「一人一人の子どもがもっている多様な先天的、後天的資質をできるだけ生かし、その能力をできるだけ伸ばし、発展させ、実り多い幸福な人生を送ることができる一人の人間として成長することをたすける」（岩波新書「日本の教育を考える」10頁）のが子どもの養育であり、それを最初に保障するのが保育である。私達大人には、子どもの最善の利益を確保する責任がある（国連子どもの権利条約第3条）。そのためには、子ども達の発達を最大限に保障しなければならない（国連子どもの権利条約第6条）。通園バス置き去りによる熱中症によって幼い命が絶たれたり、保育士による虐待など、あってはならない悲惨な出来事が未だに後を絶たない。このような中で、子どもの成長にとって、未就学時の保育の大切さがますます明らかになってきている。良い保育に巡り会えるかどうかによって、その子の一生は大きく変わるのである。

私達子どもの人権広場では、2004年に、公立保育園運営補助金・特定財源が一般財源化されてしまうという問題を例会として取り上げて以来、保育所の民営化問題に取り組んだり、保育の質（プロセスの質・条件の質・労働環境の質）の向上を目指すため、ダナ・サスキンドの名著『3000万語の格差』の読書会等を通して、言語環境の充実が子どもの発達にとっても大切であることを学んだ。近年の研究によれば、社会経済レベルに関係なく、言葉かけの数や質などの言語環境によって、0～4歳の子どもに3000万語の格差が生まれ、その後の言語能力や学力のみならず、認知能力や数学スキル、「有能さ」に深い関係性があるというのである（アメリカ「ハートとリズリーの研究」）。言語環境の充実は、現行の保育士の配置基準の改善なくしては実現できない。そのような折、2022年1月25日に、鳥取県議会の福祉生活病院常任委員会「出前県議会」のオンラインでの「子どもの居場所の確保に向けた取組について」のヒアリングが当会の居場所「ちいさいおうち」であった。子ども時代に丁寧に関わることが社会的、経済的にも有益との意見に対して、研究事例の報告を求められ、『3000万語の格差』の読書会等で学んだ事を中心に、いくつかの論点を整理して、同年2月9日に委員会所属の県議にお渡しした。その際、障害児保育事業の補助金問題についても話し、2月28日には、鳥取県議会福祉生活病院常任委員会を通して、県に配置基準の再検討等を要望したところ、県担当部局からの返事がその県議を通して3月26日に届いた。県からは、配置基準の改善について、国に対してこれまで同様、更に要望していくけれど、「市町村現場から要望の声は特に聞いていないので、現段階で実施に向けた具体的な検討はしていない。」とのことであった。

市町村現場から要望の声は特に聞いていないとの回答を受け、会員内の保育士にも参加してもらった世話人会を何度も重ねる中で、障害児加配や配置基準の改善などについての保育士達の思いを集約するアンケートを作ることが2022年8月に決まった。その後、2023年の3月にかけて、会員保育士や保育現場経験者、居場所活動に加わっていて保育士資格を取ったばかりの会員などにもZoom参加してもらった、6回に及ぶ拡大世話人会で、質問事項の検討を重ね、保育の環境改善への取組の一環として、米子市令和5年度まちづくり活動支援交付事業として、2023年7月24日～同年9月30日の間、鳥取県米子市在住・在勤の保育士・保育等の施設職員（潜在保育士を含む。）に対して、保育の質（プロセスの質・条件の質・労働環境の質）に関するアンケート調査を行った。そして、翌年3月31日にその結果報告をまとめ、米子市に報告した。

現代の子育ての多くは、保育施設において、保育士によって担われている。しかし、保育士のなり手が年々減少し、充実されなければならぬはずの保育が危機に瀕している。3000万語の格差を無くし、子ども一人一人に最適の保育環境を保障するためには、保育士一人一人の熱意、経験、知見などの資質に加え、労働環境などの諸条件が整えられる必要がある。

当会では、このアンケート結果を踏まえて、保育の質の確保・向上に向け、この陳情を行うものである。

当会が2023年度に実施した「保育の質の向上と乳幼児のより良い成長のためのアンケート調査」によれば、鳥取県内の保育施設（ただし、調査対象は米子市内の保育所であるが、鳥取県内の他の市町村の保育施設も同様と思われる。）には、以下の課題があることが明らかになっている。

1 保育士と子どもの担当比率について

保育士と子どもの担当比率に関して、国の最低基準とそれを上回る県の基準があるが、これらの基準が守られていない可能性がある。また、これらの基準が子どもの成長や安全を保障するのに十分とは言えないことが疑われる。

2 保育現場における休憩時間・有給休暇の自由な取得、サービス残業等について

保育士の回答によれば、休憩時間に関しては26.9%、約4人に1人がとれていないと答えている。有給休暇の自由な取得については、19.2%がとれていないとの回答、サービス残業については、66.9%があるとの回答であった。保育という、高度の専門性が求められる保育労働の現場において、最低基準としての労働基準法すら守ることができない状況があるとすれば、速やかに改善されるべき問題である。

3 保育士が保育に集中、専念できる条件の整備について

子どもに対して必要な声かけや丁寧な傾聴ができなかった、子どもの関心に寄り添えなかったという回答が72.3%もあった。回答者の63.1%がヒヤリ、ハット事例を見聞きしたり体験したとの回答である。また、休憩時間とは別に事務時間がとれていないとの回答が56.2%であった。保育士が保育に集中できるようにするための改善策に関する自由記載に、「保育士の免許のない人を雇用して、掃除や雑用をしてもらう」、「書類書きの間に子どもを保育してくれる人員が必要」、「要支援児の関係機関に出す書類が内容はほぼ同じなのに、書式が様々で1人の子どものにつき提出先の違いで何枚も記入しないといけない（小学校、医療機関、市役所、療育機関と、全て書式が違う。）。クラスに支援児童が複数いる場合は更に増える。通常の記録だけでも年長児は多い。」などの指摘があった。子どもとの十分な応答関係による言語能力の成長などはもちろん、安全も保障できていない可能性がある。保育士の増員だけでなく、雇用形態の多様化、適正な職務分担、事務作業の簡素化などの工夫が求められている。

4 保育士の高ストレス状況の改善について

ストレスを感じたりする割合が87.7%と異常に多い状況である。保育士資格者が保育施設への就労を避ける原因として、賃金等の労働条件に焦点が当てられがちだが、ストレスは大きな原因となっている。ストレスの原因は、上司・同僚、保護者、子どもなどの関係性の問題であり、複合的であるが、上司・同僚からのストレスが77%で、保護者、子どもからのストレスを上回っている。仕事の性質上、子ども、保護者との関係でストレスを感じることは通常予想されるが、それをサポートするはずの上司や同僚とのストレスが極めて高くなっているのは大きな問題である。

5 保育の職場におけるハラスメントについて

「園長にととても言える状況ではない。今まで意見すると倍以上のパワハラ、モラハラが返ってきた。この数年で何十人も職員がやめた」、(相談する)「仕組みはあるが実際に相談しにくい」、「相談窓口で守秘義務が全く守られていない」などの自由記載意見があった。上司等によるハラスメントは、労働環境全体に悪影響を与え、ストレスの増大要因となる。

6 保育士のスキル不足について

ストレスや困ったことの原因を問う質問に対し、「自身のスキル不足」とする回答が47.8%もあった。スキル不足が、上司や同僚、子どもや保護者との関係性を悪化させている可能性がある。子どもとの応答的關係で3000万語の格差が生ずるなどの養育に関する最新の科学的知見の習得、先輩保育士からの有益な経験の承継等によるスキルの向上が不可欠である。

7 検討体制について

以上の課題に関して、保育研究者、教育研究者、児童心理学者、保育行政担当者、保護者、子どもの権利に関する非営利団体等によって構成される、調査・研究委員会を立ち上げて、その成果を最大限活用する行動計画を立てる必要がある。

▶提出者

子どもの人権広場

陳 情 文 書 表

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
8年-1 (R8.1.14)	地 域	非核三原則の堅持を求める意見書の提出について	
▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、非核三原則の堅持を求める意見書を提出すること。			

▶陳情理由

高市政権で安全保障政策を担当する官邸幹部が、令和7年12月18日、「私は核を持つべきだと思っている」、「最終的に頼れるのは自分たちだ」と記者団に述べ、日本の核兵器保有が必要だとの認識を示した。発言はオフレコを前提にしたものであるが、マスコミがオフレコ破りをしなければならぬほど、日本の当局者がした発言の意味としてはきわめて重い。

最初ニュースを聞いたとき、なにかの冗談かと思ったが、「コンビニで買ってくるみたいにすぐにできる話ではない」、「(核兵器は)すぐ手に入るものではない」とも述べ、米国による核抑止体制を維持する方が現実的との見方も示しており、この発言が、本当で成し遂げたい、真意であるものと読み取れ、余計におそろしくなった。

日本は、かねてより核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が、唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである。

この発言に対し、立憲民主党の野田代表は12月19日の記者会見で、「こうした考えを持つ人がそばにいることに問題がある。早急に辞めていただくのが妥当だ」と更迭を求めた。公明党の斉藤代表も記者団に「罷免に値する重大な発言だ」と批判した。

鳥取県は、昭和62年、核兵器廃絶平和鳥取県宣言を採択し、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である」としている。

宣言にはこうある。

「鳥取県民は、世界唯一の核被爆国民としての自覚と、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、県民一人一人が郷土愛と限りない人類の繁栄、確かな歴史の創造のため、今を生きる人間の果たすべき責任として、核兵器廃絶、恒久平和のために力を合わせて行動することをここに誓う。」

私も、県民として、恒久平和のため、陳情を通じて行動することを、ここに誓う。

県議会として、核兵器廃絶のため、政府に対し、次のことを求める意見書を、地方自治法第99条の規定によって提出するよう求める。

“人類の繁栄や恒久平和、無用な殺戮の防止のため、核兵器を廃絶し、非核三原則を堅持することは、今を生きる人間の果たすべき責任である。

ついては、政府として、非核三原則を堅持されることを、本議会として、強く求める。”

暴力は暴力を生み、核武装は核武装を生み、軍拡というのは、エスカレーションするものである。

日本は唯一の被爆国。県民を代表する議員諸氏におかれても、ぜひ、宣言にあるように、国に、非核三原則の堅持を求めていただきたく、陳情するものである。

人々が、戦争による恐怖や欠乏から逃れ、安全で安心して生活できる世界の実現。それは、政党や会派、政治的立場の違いを超えて、これからの子供たちに残す、なによりも大切な置き土産だと思うのである。

▶提出者

倉吉市 個人